

# 都市再生整備計画

こくらしん だい き  
小倉都心地区(第5期)

ふくおか きたきゅうしゅうし  
福岡県 北九州市

令和6年3月

事業名	確認
都市構造再編集集中支援事業	■
都市再生整備計画事業(社会資本整備総合交付金)	□
都市再生整備計画事業(防災・安全交付金)	□
まちなかウォークアブル推進事業	□

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>【自由に・快適に働ける場所の創出や企業進出を促進する環境整備、高次な都市機能と質の高い都市環境の形成、持続可能な都市基盤や公共施設の整備と維持管理、安全・安心で便利・快適に暮らせるまちづくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○耐久性・安全性を確保したインフラの整備</li> <li>○社会的ニーズに適応した都市基盤・公共施設の更新・整備</li> <li>○小倉中心部へアクセスしやすい環境の整備</li> <li>○公民の活動の場となる拠点の整備や公民が連携したにぎわいづくり</li> <li>○民間開発を適切に誘導し、空地整備等により質の高い市街地を形成</li> <li>○災害に強く便利で快適に暮らせるコンパクトなまちづくりの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砂津城内1号線 &lt;&lt;基幹事業：道路&gt;&gt;</li> <li>・旦過地区連絡デッキ(魚町馬借1号線) &lt;&lt;基幹事業：地域生活基盤施設&gt;&gt;</li> <li>・紫川10橋改修事業&lt;&lt;基幹事業：高質空間形成施設&gt;&gt;</li> <li>・紫川デッキ整備事業&lt;&lt;基幹事業：高質空間形成施設&gt;&gt;</li> <li>・京町三丁目14番地区 &lt;&lt;基幹事業：優良建築物等整備事業&gt;&gt;</li> <li>・旦過地区公民連携まちづくり推進事業&lt;&lt;提案事業：まちづくり活動推進事業&gt;&gt;</li> <li>・小倉城耐震改修・バリアフリー化等工事&lt;&lt;地域創造支援事業&gt;&gt;</li> <li>・紫川周辺のナイトタイムエコノミー創出事業&lt;&lt;地域創造支援事業&gt;&gt;</li> <li>・小倉城・勝山公園等における憩い空間創出に向けた社会実験&lt;&lt;地域創造支援事業&gt;&gt;</li> <li>・安全・安心で賑わいのある歩行空間の創出に向けた調査・検討事業&lt;&lt;事業活用調査事業&gt;&gt;</li> <li>・北九州市居住誘導促進事業</li> </ul>
<p>【観光客の受け入れ体制の強化、観光資源の磨き上げ、小倉の個性や強みを活かした観光コンテンツの開発、更なる魅力の発信など、国内外から訪れたい魅力あふれるまちづくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○紫川・勝山公園・旦過市場などポテンシャルの高い空間や観光資源を活かした取り組み、魅力向上</li> <li>○小倉城や集客施設など多くの来訪者が利用しやすく市民との交流の場となるような整備と取り組み</li> <li>○歴史・文化から食・エンタメまで小倉の個性・強みを活かした観光コンテンツの開発や拠点づくり</li> <li>○公民が連携した観光客を惹きつけるための取り組み</li> <li>○アフターコロナにおける観光コンテンツの広域的な魅力・情報発信</li> <li>○ナイトタイムエコノミーの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旦過地区連絡デッキ(魚町馬借1号線)：再掲 &lt;&lt;基幹事業：地域生活基盤施設&gt;&gt;</li> <li>・紫川デッキ整備事業：再掲&lt;&lt;基幹事業：高質空間形成施設&gt;&gt;</li> <li>・旦過地区公民連携まちづくり推進事業：再掲&lt;&lt;提案事業：まちづくり活動推進事業&gt;&gt;</li> <li>・アフターコロナにおける小倉祇園太鼓を活用した観光客及びインバウンド拡大事業&lt;&lt;提案事業：まちづくり活動推進事業&gt;&gt;</li> <li>・小倉城耐震改修・バリアフリー化等工事：再掲&lt;&lt;地域創造支援事業&gt;&gt;</li> <li>・ポップカルチャーを活用したにぎわいづくり創出事業&lt;&lt;地域創造支援事業&gt;&gt;</li> <li>・紫川周辺のナイトタイムエコノミー創出事業：再掲&lt;&lt;地域創造支援事業&gt;&gt;</li> <li>・小倉城・勝山公園等における憩い空間創出に向けた社会実験&lt;&lt;地域創造支援事業&gt;&gt;</li> </ul>
<p>【まちに暮らす・訪れるすべての人が期待感や高揚感、喜びや安らぎが感じられるまちづくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○多くの来訪者や市民にとって豊かで居心地のよい空間・拠点づくり</li> <li>○魅力的な空間・環境づくり、賑わい創出イベントなどによるエリア全体の回遊性向上</li> <li>○安全で快適な歩行のための空間、道路再編の検討</li> <li>○高齢化社会に対応できる都市機能の充実</li> <li>○ナイトタイムエコノミーの推進</li> <li>○災害に強く便利で快適に暮らせるコンパクトなまちづくりの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砂津城内1号線：再掲 &lt;&lt;基幹事業：道路&gt;&gt;</li> <li>・紫川デッキ整備事業：再掲&lt;&lt;基幹事業：高質空間形成施設&gt;&gt;</li> <li>・紫川10橋改修事業：再掲&lt;&lt;基幹事業：高質空間形成施設&gt;&gt;</li> <li>・京町三丁目14番地区：再掲&lt;&lt;基幹事業：優良建築物等整備事業&gt;&gt;</li> <li>・旦過地区公民連携まちづくり推進事業：再掲&lt;&lt;提案事業：まちづくり活動推進事業&gt;&gt;</li> <li>・アフターコロナにおける小倉祇園太鼓を活用した観光客及びインバウンド拡大事業：再掲&lt;&lt;提案事業：まちづくり活動推進事業&gt;&gt;</li> <li>・小倉城耐震改修・バリアフリー化等工事：再掲&lt;&lt;地域創造支援事業&gt;&gt;</li> <li>・ポップカルチャーを活用したにぎわいづくり創出事業：再掲&lt;&lt;地域創造支援事業&gt;&gt;</li> <li>・紫川周辺のナイトタイムエコノミー創出事業：再掲&lt;&lt;地域創造支援事業&gt;&gt;</li> <li>・小倉城・勝山公園等における憩い空間創出に向けた社会実験：再掲&lt;&lt;地域創造支援事業&gt;&gt;</li> <li>・安全・安心で賑わいのある歩行空間の創出に向けた調査・検討事業：再掲&lt;&lt;事業活用調査事業&gt;&gt;</li> <li>・北九州市居住誘導促進事業：再掲</li> </ul>
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○シェアサイクルステーションの設置</li> </ul>	

目標及び計画期間

都道府県名	福岡県	市町村名	北九州市	地区名	小倉都心地区(第5期)	面積	371	ha							
計画期間	令和	6	年度	～	令和	10	年度	交付期間	令和	6	年度	～	令和	10	年度

目標

**大目標:北部九州圏の拠点を担うため、高次な都市機能の集積等による質の高い魅力的な拠点の形成と、SDGs未来都市として持続可能な都市の形成**  
 目標1:自由・快適に働ける場所の創出や企業進出を促進する環境整備、高次の都市機能と質の高い都市環境の形成、持続可能な都市基盤や公共施設の整備と維持管理、安全・安心で便利・快適に暮らせるまちづくり  
 目標2:観光客の受け入れ体制の強化、観光資源の磨き上げ、小倉の個性や強みを活かした観光コンテンツの開発、さらなる魅力の発信など、国内外から訪れたい魅力あふれるまちづくり  
 目標3:まちに暮らす・訪れるすべての人が期待感や高揚感、喜びや安らぎが感じられるまちづくり

目標設定の根拠

都市全体の再編方針(都市機能の拡散防止のための公的不動産の活用を含む、当該都市全体の都市構造の再編を図るための方針) ※都市構造再編集中支援事業の場合に記載すること。

- 既存の拠点機能や、交通便利性を生かしつつ、住宅や生活利便施設がコンパクトに集約した都市構造を目指す
- 集約型の都市構造の形成
- 階層構造の拠点の形成
- 交通網ストックを生かした交通軸の形成

まちづくりの経緯及び現況

【経緯】

- 江戸時代に形成された城下町を基に、明治期以降の鉄道網の発達に伴う商業・業務等の集積により、広域的な拠点機能を有する都心として発展。小倉城下の無消息災と城下町繁栄を願って始まったとされる小倉祇園太鼓は約400年の伝統を誇る。
- 都市構造は、旧5市の対等合併を背景とした多核都市構造であり、当初は均衡に配慮したまちづくりを目指すも、昭和55年の約107万人をピークに人口減少に転じたことから、集中型都市づくり、街なかを重視したまちづくりへと方針を転換した。
- 紫川周辺は、紫川マイタウン・マイリバー整備事業により、親水空間の整備や沿岸の再開発等が進められ、大型集客施設等が立地する中心部の河畔一帯は、賑わいある親水アメニティ空間へと変貌を遂げた。
- 平成20年7月に(こほ)北九州市中心市街地活性化基本計画(小倉地区)の認定を受け、小倉地区の賑わい、魅力、活力の向上のため、行政と民間事業者が一体となったまちづくりが進められてきた。
- 平成28年9月に策定した「北九州市立地適正化計画」を令和6年3月に改定(予定)、平成15年11月に策定した「北九州市都市計画マスタープラン」を平成30年3月に改定した。
- 平成20年12月に策定した「北九州市環境首都総合交通戦略」を、平成28年8月に地域公共交通網形成計画として改訂した。
- 平成28年4月に国家戦略特区に指定され、道路占用事業を活用した賑わいづくりのためのイベントを開始した。
- 平成20年7月に環境モデル都市、平成23年12月に環境未来都市、平成30年6月にSDGs未来都市に選定された。
- 小倉都心地区では、これまで4期にわたり都市再生整備計画に基づき事業を実施してきた。

【現況】

- 小倉地区は、商業、業務、公共機能等多くの高次都市機能が集積しており、周辺市町村域を含む広域エリアに対し、様々な高次の都市サービスを提供している。
- JR小倉駅は、新幹線・鹿児島本線・日豊本線に加え、北九州モノレールとも接続する広域交通結節点である。路線バス網も小倉駅を起点に市内をはじめ広域にネットワークを形成している。新幹線口ではフェリーや離島連絡船とも結節する。
- 道路網は、国道3号・国道199号によって門司・八幡・戸畑方面と東西に、国道10号・国道322号によって小倉南区と南北に繋がっている。また、都市高速道路も中心部と市内各地を結んでおり、九州自動車道とは門司・小倉東・八幡の各インターチェンジで接続している。H28年に東九州自動車道の全線開通したことで、大分・宮崎方面へのアクセス拠点としての役割が向上した。
- 小倉駅周辺は、南北の駅前広場、ペDESTリアンデッキに代表される高質な歩行空間の整備等により、安全で安心で快適に歩ける歩行空間が形成されている。
- 小倉駅新幹線口側には、国際会議場・展示場・大型ホテル等のMICE機能が集積している。また、北九州スタジアムのオープンにより、新たな賑わい創出の拠点となっている。
- 小倉駅の小倉城口は、旧城下町の街割りを基に、東部ではビジネス街・歓楽街が、西部では商店街が形成されている。中心部の商業拠点の1つである旦過市場は、外国人観光客等が訪れる観光スポットにもなっている。また、勝山公園及びその周辺は、紫川河畔の親水アメニティ空間、小倉城等の観光施設や中央図書館や松本清張記念館等の文化施設の集積により、憩いの場となるとともに、歴史・文化に触れられる拠点となっている。
- 小倉中心部の南側周辺等では、利便性の高さを背景として、高層住宅地が形成されている。
- 24時間供用可能な北九州空港への国際定期便就航や大型クルーズ船寄港数の増加により、外国人観光客は増加傾向にあったが、新型コロナウイルスの影響で大幅に減少した。また、本市を訪れる国内外の観光客は、日帰り観光客が高い割合を占めている。
- 商店街等においては、リノベーションによるまちづくりが進められるとともに、地区内2ヶ所で国家戦略特区・道路占用事業によるイベントが開催されるなど、公民が連携してまちづくりを進めていく体制が構築されつつある。また、歓楽街では暴力団排除に向け、繁華街創生プロジェクトとして警察・地域・市が連携した取組を推進している。

課題

- 引き続き北部九州圏の拠点を担うため、高次の都市サービス機能を維持するとともに、地域の特性を活かしながら、魅力をさらに磨いていくことが必要
- 都市で享受できる高い利便性を維持・向上させ、災害に強く、安全・安心で快適に暮らせる、コンパクトなまちづくりを進めていくことが必要
- 社会ニーズに適切した都市基盤・公共施設の更新・整備が必要
- 遊休不動産や公共空間を有効に活用することで、まちの賑わいや活力のさらなる向上につなげていくことが必要
- コロナ禍で落ち込んだ、インバウンドをはじめとした観光需要の回復を図るための取組が必要
- 日帰り観光より宿泊観光の伸びが小さいことから、観光客の滞在時間の延長、宿泊増加を図るため、夜間における更なる賑わいづくり・魅力向上が必要
- 公民の活動の場となる拠点の整備や公民が連携したまちの賑わいづくりが必要
- ゆとりある心豊かな生活に因るため、自然と調和した生活環境やまちの空間整備が必要
- 全国に先んじて一番高齢化が進んでいる政令指定都市として、成功モデルになるため、都市の課題に効率的に取り組むことが必要

将来ビジョン(中長期)

- 「元氣発進!北九州」プラン(H20年12月策定・H25年12月改定)
  - ・街なかへの居住を中長期的に促進しながら、拠点地区の都市機能の強化を図ることにより、暮らしやすく、にぎわいのあるまちを創出すると同時に、低炭素社会の実現に向け環境にも配慮した本市独自の都市づくりを進める。
  - ・北九州都市圏の中核としてふさわしい高次な都市機能を充実させるとともに、小倉駅周辺の南北連携を強化し、魅力的で風格のある都市景観の形成を進める。また、安全で環境に優しい道路環境を形成し、歩いて楽しいまちをつくる。
  - ・水辺と緑を活かした潤いのあるまちづくりを進めるとともに、四季折々の多様なイベントを通じたにぎわいの創出と、再開発などによる「街なか」居住を促進する。
  - ・地域が主体的にまちづくりの活動に関わることができるよう、コミュニティの機能を高める取組を積極的に支援する。また、市民、警察、行政が一体となって、防犯対策や暴力追放に向けた取組を継続し、明るく住みよいまちの実現を目指す。
  - ・国指定重要無形民俗文化財「小倉祇園太鼓」などの伝統文化の保存・継承を図るとともに、これらの歴史的・文化的資源を活用したまちづくりを進める。
- 北九州市都市計画マスタープラン(H15年11月策定・H30年3月改定)
  - ・北九州都市圏の中核及び国際化に対応する拠点として、高次な都市機能と質の高い都市環境の形成を図る。
  - ・都心にふさわしい、賑わいと活力があるまち、街なかに多くの人が住み、安心して快適に暮らせるまち、歴史・文化、ウォーターフロントを活かした訪れたいまち、本市の顔となる環境に優しいまちをつくる。

**都市構造再編集中支援事業の計画 ※都市構造再編集中支援事業の場合に記載すること。**

**都市機能配置の考え方**  
 ○本市では、生活利便施設などが集積した地域が複数存在しており、その中でも、市内外も含めた広域を対象とするような都市機能が集積している地域(小倉・黒崎)や、区役所等の行政区レベルを対象としているような都市機能が集積している地域拠点(折尾地区など)がある。  
 ○これらの拠点においては、今後とも本市の都市全体のさらなる魅力の向上や活力の維持に向けて、高次の都市機能を維持・集積させ、「街なか」における地域色豊かな各拠点間の相互補完機能を高め、連携していく必要がある。  
 ○このため、小倉・黒崎、地域拠点、既に地域に密着した生活サービスを提供している生活拠点といった階層構造の拠点形成を図ることとし、小倉・黒崎、地域拠点では今後さらに魅力を備えていくための施策・事業の展開を、生活拠点では生活利便施設等の維持を図っていく。

- ・小倉 : 北九州都市圏の中心核であり、周辺の市町村も含めた都市圏や国内外をも対象とする高次の都市機能の集積・維持・向上を図る地域
- ・黒崎 : 北九州都市圏の西部の中核として、周辺の市町村も含めた都市圏を対象とする高次の都市機能の集積・維持・向上を図る地域
- ・地域拠点 : 主要な鉄軌道駅周辺等において、行政区レベルを対象とした都市機能と人口が集積する地区であり、今後とも、日常生活を支える高次の都市機能の集積・維持・向上を図っていく地域

**居住誘導方針の考え方** ※居住誘導促進事業を活用する場合に記載すること。それ以外の場合は本欄を削除すること。

○居住誘導の目標  
 土砂災害ハザード区域(土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)及び土砂災害警戒区域(イエローゾーン))への移転人口 現状値2300人(H27～R2の5か年の移転人口)⇒現状値の50%減(R17～R22の5か年の移転人口)

○移転元地となる対象地区  
 ・市街化区域から市街化調整区域に編入した区域 ・市街化調整区域内の土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)及び土砂災害警戒区域(イエローゾーン)

○移転先となる対象地区  
 北九州市内の居住誘導区域内

○移転者に多する補助の上限額  
 ・移転者の住居に移転に要する費用(97.5万円/戸) ・移転者の住宅の建設若しくは購入又は住宅用地の購入に要する住宅ローン利子相当額(421万円/戸) ・居住の用に供さなくなった住宅の除却及び宅地の整地に要する費用(事業費の1/2かつ300万円/戸)

**目標を定量化する指標**

指 標	単 位	定 義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	基準年度	目標値	目標年度
商店街エリアを中心とした歩行者通行量	人/日	小倉中心部の主要地点における歩行者通行量	(目標1) 交流人口増加、安全安心な都市環境・拠点の向上等を把握 (目標2) 賑わい創出、拠点の魅力向上等を把握 (目標3) 豊かで居心地のよい環境の向上等を把握	138,800	令和5年度	156,300	令和10年度
小倉中心部における観光客数	万人/年	小倉中心部における観光客数	(目標2) 賑わい創出、拠点の魅力向上等を把握 (目標3) 豊かで居心地のよい環境の向上等を把握	490.4	令和4年度	616.4	令和10年度
小倉中心部の人口	人	小倉中心部における人口	(目標1) 交流人口増加、安全安心な都市環境・拠点の向上等を把握 (目標3) 豊かで居心地のよい環境の向上等を把握	36,265	令和5年度	37,365	令和10年度

目標を達成するために必要な交付対象事業等に関する事項(都市構造再編集中支援事業)

様式(1)-④-1

交付対象事業費	2,297.0	交付限度額	1,146.2	国費率	0.499
---------	---------	-------	---------	-----	-------

(金額の単位は百万円)

事業	細項目	事業箇所名	事業主体	直/間	規模	(参考)事業期間		交付期間内事業期間		(参考)全体事業費	交付期間内事業費	うち官負担分		うち民負担分	交付対象事業費	費用便益比B/C
						開始年度	終了年度	開始年度	終了年度			うち官負担分	うち民負担分			
道路		砂津城内1号線	北九州市	直	23m	R7	R11	R8	R10	1,236.0	486.0	486.0	0.0	486.0	—	
公園																
古都保存・緑地保全等事業																
河川																
下水道																
駐車場有効利用システム																
地域生活基盤施設		巨過地区連絡デッキ(魚町馬借1号線)	北九州市	直	20m	R4	R8	R7	R8	270.0	250.0	250.0	0.0	250.0	—	
高質空間形成施設		紫川10橋改修事業	北九州市	直	—	R4	R10	R6	R10	595.0	496.0	496.0	0.0	496.0	—	
高質空間形成施設		紫川デッキ整備事業	北九州市	直	71m	R7	R8	R7	R8	60.0	60.0	60.0	0.0	60.0	—	
高次都市施設	地域交流センター															
	観光交流センター															
	テレワーク拠点施設															
	子育て世代活動支援センター															
	複合交通センター															
誘導施設	医療施設															
	社会福祉施設															
	教育文化施設															
	子育て支援施設															
	元地の管理の適正化															
基幹的誘導施設																
既存建造物活用事業																
土地区画整理事業																
市街地再開発事業																
住宅街区整備事業																
バリアフリー環境整備事業																
優良建築物等整備事業		京町三丁目14番地区	民間	間	7,936㎡	R6	R7	R6	R7	3,800.0	734.2	490.0	244.2	490.0	—	
住宅市街地総合整備事業																
街なみ環境整備事業																
住宅地区改良事業等																
都心共同住宅供給事業																
公営住宅等整備																
都市再生住宅等整備																
防災街区整備事業																
復興促進事業																
エリア価値向上整備事業																
合計										5961.0	2026.2	1782.0	244.2	1,782.0	—	

事業	細項目	事業箇所名	事業主体	直/間	規模	(参考)事業期間		交付期間内事業期間		(参考)全体事業費	交付期間内事業費	うち官負担分		うち民負担分	交付対象事業費
						開始年度	終了年度	開始年度	終了年度			うち官負担分	うち民負担分		
まちづくり活動推進事業	公民連携推進事業	巨過地区公民連携まちづくり推進事業	北九州市	直	—	R2	R9	R6	R9	157.0	92.0	92.0	0.0	92.0	
	イベント運営支援	アフターコロナにおける小倉祇園太鼓を活用した観光客及びインバウンド拡大事業	北九州市	直	—	R6	R10	R6	R10	10.0	10.0	10.0	0.0	10.0	
	防災性向上・施設改善	小倉城耐震改修・バリアフリー化等工事	北九州市	直	—	R2	R8	R6	R8	214.0	207.0	207.0	0.0	207.0	
地域創造支援事業	イベント運営支援	ポップカルチャーを活用したにぎわいづくり創出事業	北九州市	直	—	R6	R6	R6	R6	10.0	10.0	10.0	0.0	10.0	
	にぎわい創出事業	紫川周辺のナイトタイムエコノミー創出事業	北九州市	直	—	R6	R10	R6	R10	50.0	50.0	50.0	0.0	50.0	
	憩い空間形成	小倉城・櫓山公園等における憩い空間創出に向けた社会実験	北九州市	直	—	R6	R8	R6	R8	36.0	36.0	36.0	0.0	36.0	
事業活用調査		安全・安心で賑わいのある歩行空間の創出に向けた調査・検討事業	北九州市	直	—	R6	R7	R6	R7	10.0	10.0	10.0	0.0	10.0	
合計										487.0	415.0	415.0	0.0	415.0	





制度別詳細1(道路占用に関する事項)法第46条第10項

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】			
制度の活用計画			
占用対象施設	占用の場所	道路交通環境の維持 及び向上を図るための措置	
道路 占用 許可 特例 対象 施設	1 シェアサイクルステーション	<p>①小倉記念病院横【継続】 路線名:国道199号 歩道部(1箇所) (小倉北区浅野三丁目2番)</p> <p>②あるあるCity横【継続】 路線名:市道浅野31号線 歩道部(1箇所) (小倉北区浅野二丁目14番)</p> <p>③小倉駅前【継続】 路線名:剣道小倉停車場線 歩道部(2箇所) (小倉北区京町二丁目7番)</p> <p>④セントシティ横【継続】 路線名:県道小倉停車場線 歩道部(1箇所) (小倉北区京町三丁目1番)</p> <p>⑤松本清張記念館横【継続】 路線名:県道長行田町線 歩道部(1箇所) (小倉北区内2番)</p> <p>⑥平和通り第一(西日本シティ銀行横)【継続】 路線名:市道魚町馬借1号線 歩道部(1箇所) (小倉北区魚町三丁目5番)</p> <p>⑦平和通り第二(十八銀行横)【継続】 路線名:市道魚町馬借1号線 歩道部(1箇所) (小倉北区堺町一丁目2番)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シェアサイクルステーション周辺にゴミ等がたまらないよう、エリアをこまめに清掃するなど、環境の維持に努める。</li> <li>・シェアサイクルステーション周辺で違法駐輪が発生しないよう注意喚起を徹底するとともに、定期的な巡回を行う。</li> </ul>

道路占用許可特例対象施設

⑧医療センター横【継続】  
 路線名：県道三萩野魚町線  
 歩道部（1箇所）  
 （小倉北区馬借二丁目）

⑨香春口【継続】  
 路線名：市道江南町1号線  
 歩道部（1箇所）  
 （小倉北区江南町1番）

⑩三萩野【継続】  
 路線名：県道三萩野魚町線  
 歩道部（1箇所）  
 （小倉北区香春口一丁目13番）

制度別詳細1-1(道路占用に関する事項)法第46条第10項  
事業番号1

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

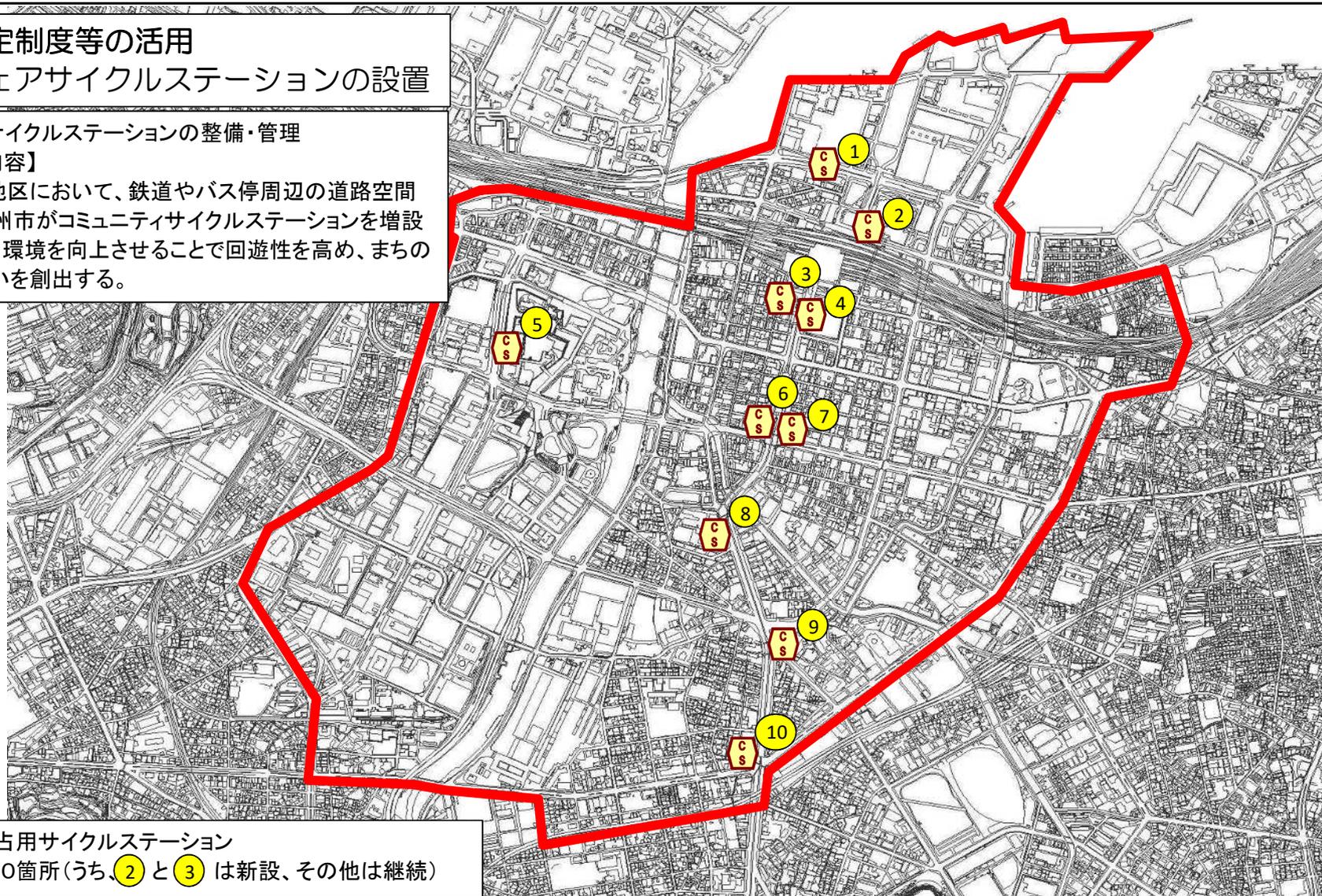
制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図

■協定制度等の活用  
シェアサイクルステーションの設置

シェアサイクルステーションの整備・管理

【事業内容】

小倉地区において、鉄道やバス停周辺の道路空間に北九州市がコミュニティサイクルステーションを増設し、利用環境を向上させることで回遊性を高め、まちのにぎわいを創出する。



○道路占用サイクルステーション  
CS 10箇所(うち、②と③は新設、その他は継続)

制度別詳細1-2-②(道路占用許可基準の特例): 自転車駐車器具 法第46条第10項  
事業番号1-①

制度別詳細【道路占用許可基準の特例: 自転車駐車器具】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

シェアサイクルステーション

①小倉記念病院横 【継続】

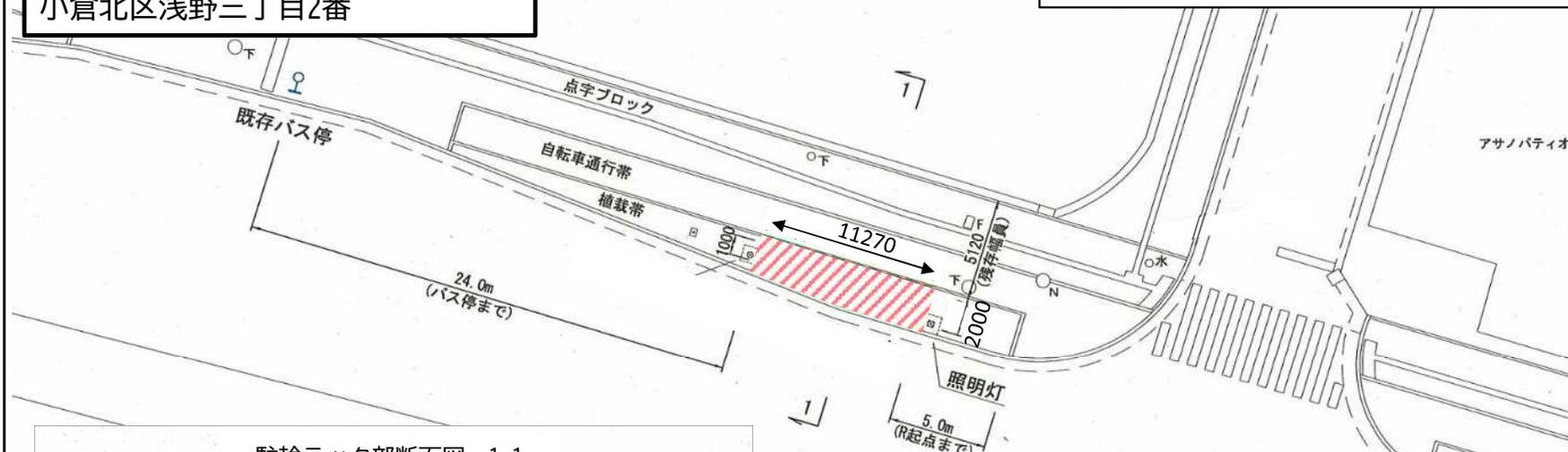
路線名: 国道199号 (歩道部1箇所)

小倉北区浅野三丁目2番

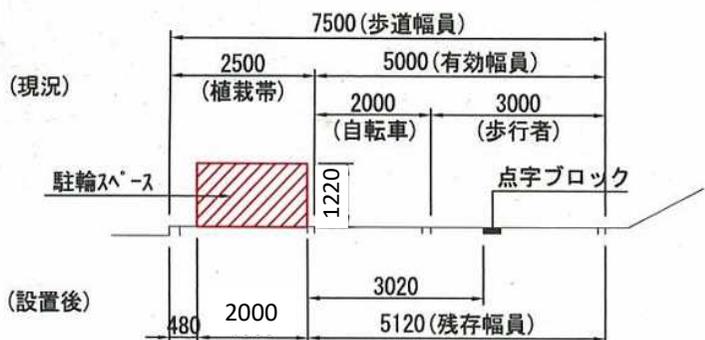
<凡例>



道路占用許可の特例を活用している区域 (22.54㎡)



駐輪ラック部断面図 1-1



現在の状況

制度別詳細1-2-②(道路占用許可基準の特例): 自転車駐車器具 法第46条第10項  
事業番号1-②

制度別詳細【道路占用許可基準の特例: 自転車駐車器具】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

シェアサイクルステーション  
②あるあるCity前 【継続】  
路線名: 市道浅野31号線 (歩道部1箇所)  
小倉北区浅野二丁目14番

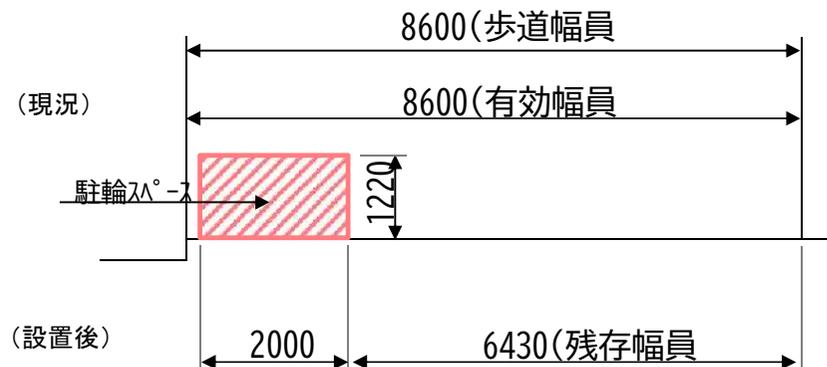
<凡例>



道路占用許可の特例を活用している区域 (20.00㎡)



駐輪ラック部断面図 1-1



制度別詳細1-2-②(道路占用許可基準の特例): 自転車駐車器具 法第46条第10項  
事業番号1-③

制度別詳細【道路占用許可基準の特例: 自転車駐車器具】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

シェアサイクルステーション

③小倉駅前 【継続】

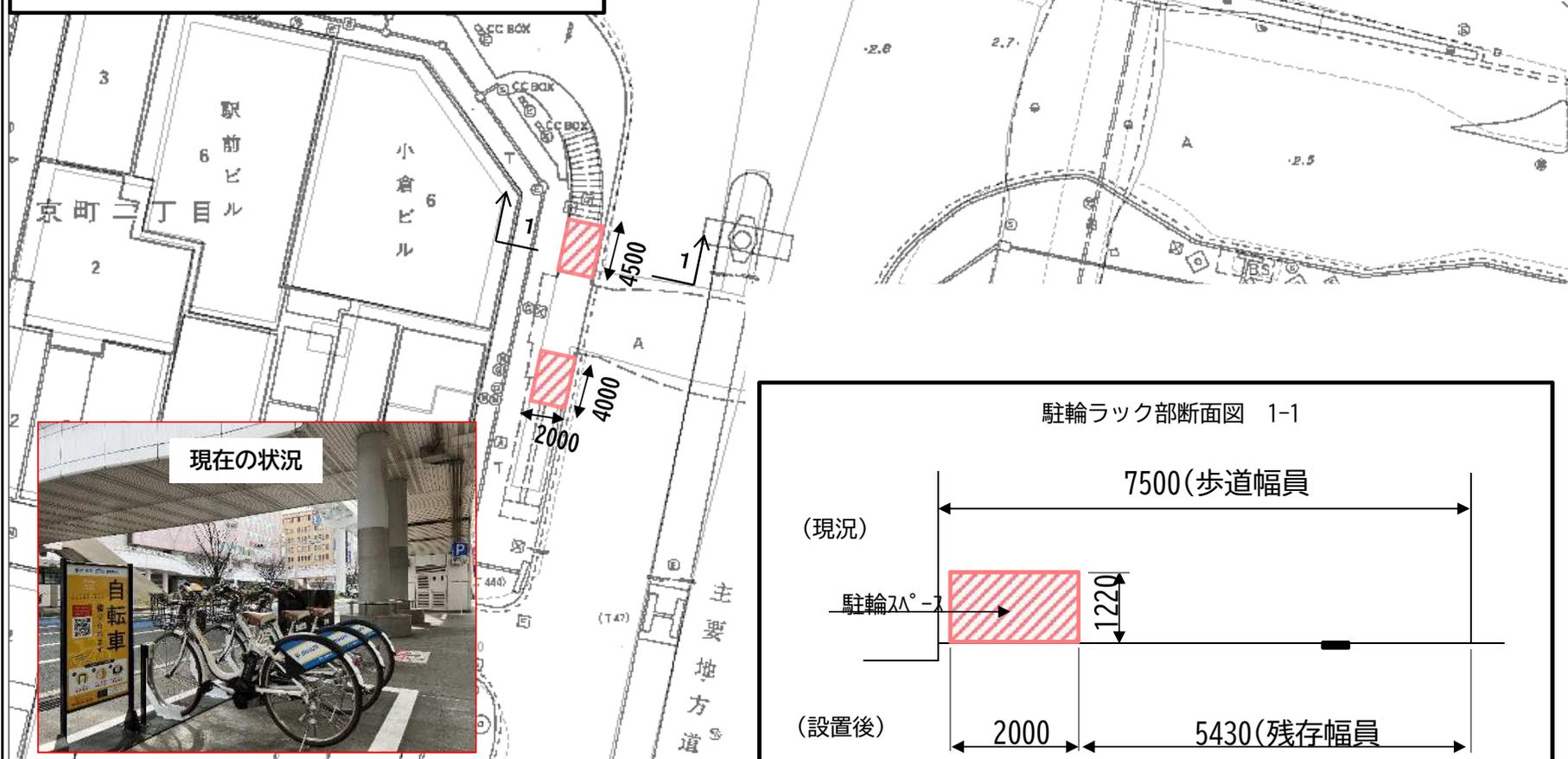
路線名: 県道小倉停車場線 (歩道部2箇所)

小倉北区京町二丁目7番

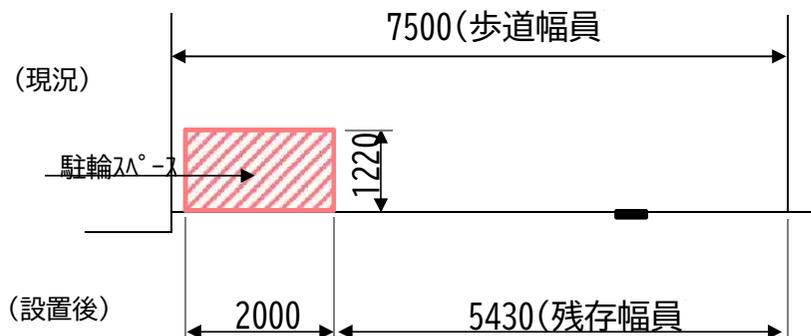
<凡例>



道路占用許可の特例を活用している区域 (17.00㎡)



駐輪ラック部断面図 1-1



制度別詳細1-2-②(道路占用許可基準の特例): 自転車駐車器具 法第46条第10項  
事業番号1-④

制度別詳細【道路占用許可基準の特例: 自転車駐車器具】

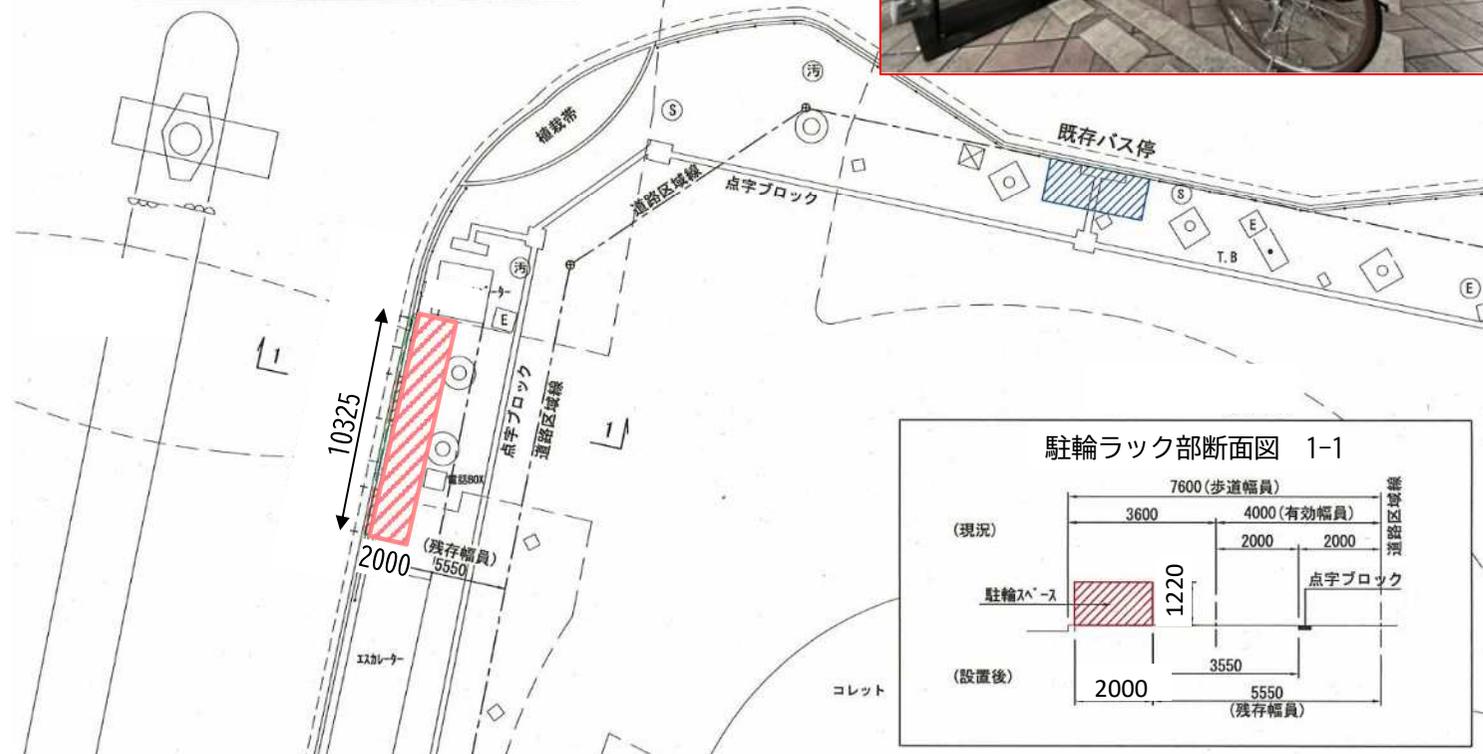
制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

シェアサイクルステーション  
④セントシティ横 【継続】  
路線名: 県道小倉停車場線 (歩道部1箇所)  
小倉北区京町三丁目1番

<凡例>



道路占用許可の特例を活用している区域 (20.65㎡)



制度別詳細1-2-②(道路占用許可基準の特例): 自転車駐車器具 法第46条第10項  
事業番号1-⑤

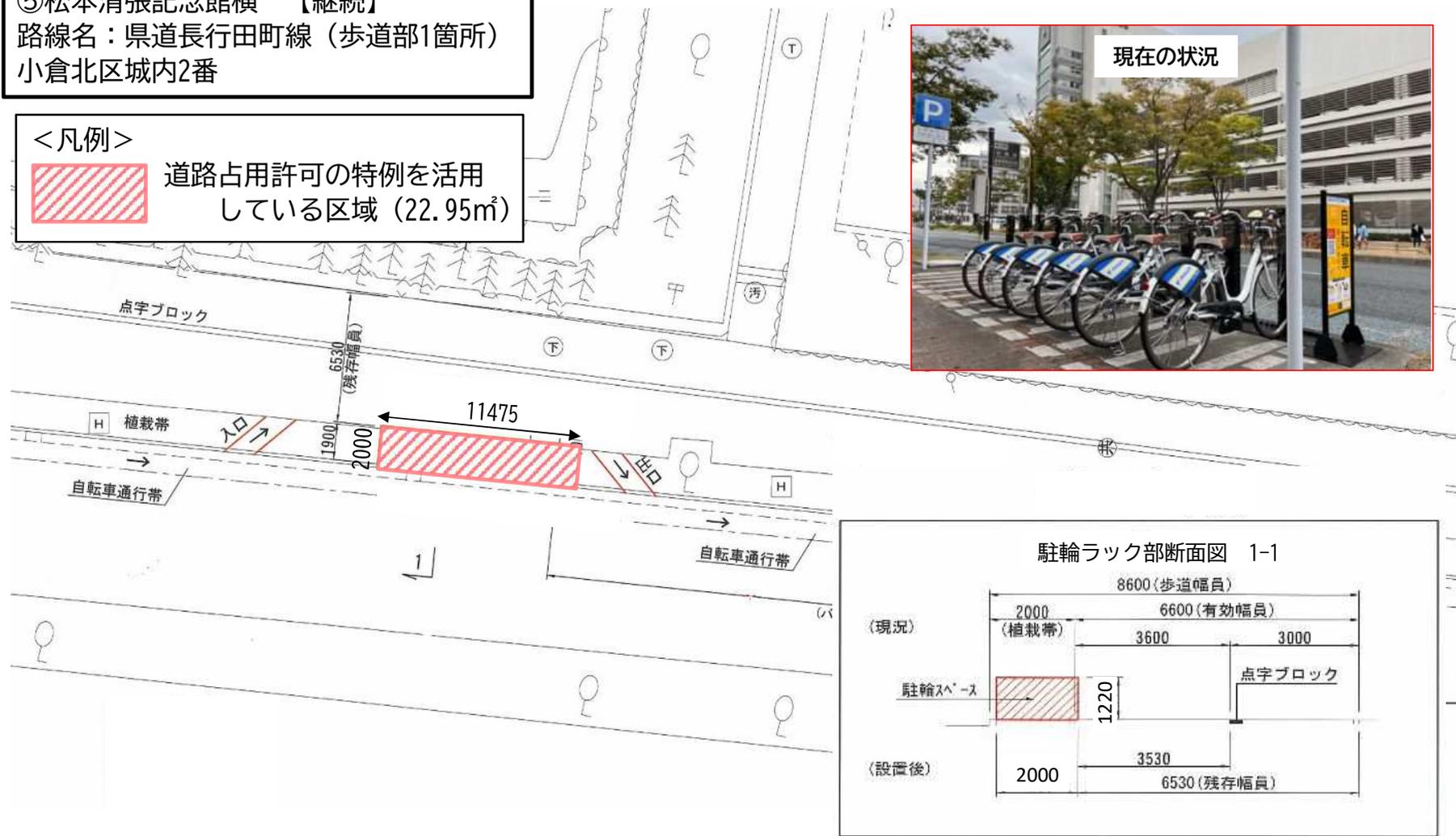
制度別詳細【道路占用許可基準の特例: 自転車駐車器具】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

シェアサイクルステーション  
⑤松本清張記念館横 【継続】  
路線名: 県道長行田町線 (歩道部1箇所)  
小倉北区域内2番

<凡例>

 道路占用許可の特例を活用している区域 (22.95㎡)



制度別詳細1-2-②(道路占用許可基準の特例): 自転車駐車器具 法第46条第10項  
事業番号1-⑥

制度別詳細【道路占用許可基準の特例: 自転車駐車器具】

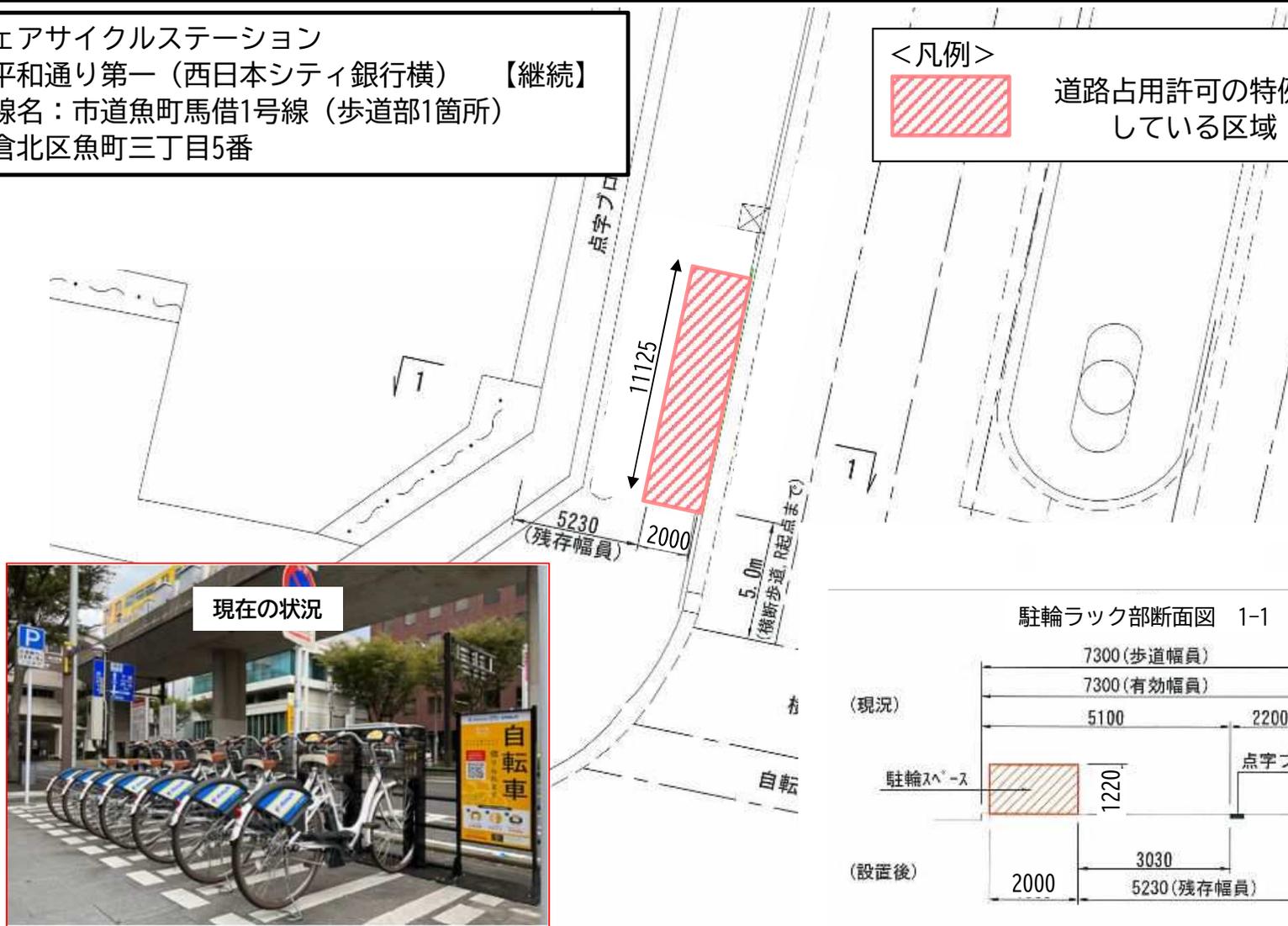
制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

シェアサイクルステーション  
⑥平和通り第一(西日本シティ銀行横) 【継続】  
路線名: 市道魚町馬借1号線(歩道部1箇所)  
小倉北区魚町三丁目5番

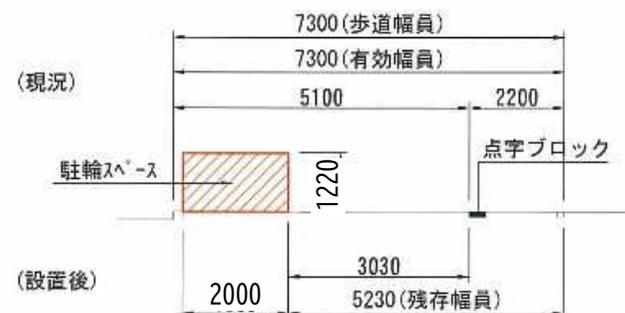
<凡例>



道路占用許可の特例を活用している区域 (22.25㎡)



駐輪ラック部断面図 1-1



制度別詳細1-2-②(道路占用許可基準の特例): 自転車駐車器具 法第46条第10項  
事業番号1-⑦

制度別詳細【道路占用許可基準の特例: 自転車駐車器具】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

シェアサイクルステーション  
⑦平和通り第二(十八銀行横) 【継続】  
路線名: 市道魚町馬借1号線(歩道部1箇所)  
小倉北区堺町一丁目2番

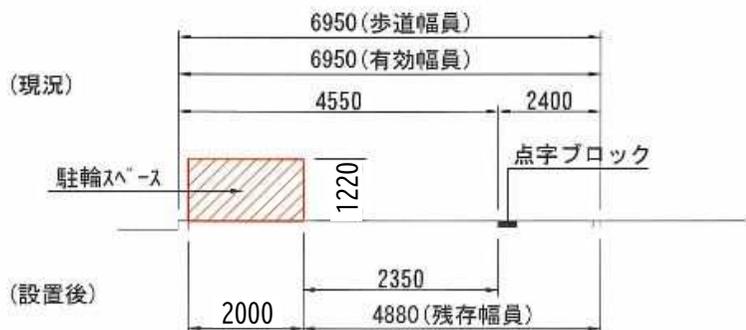
<凡例>



道路占用許可の特例を活用している区域 (22.02㎡)



駐輪ラック部断面図 1-1



現在の状況

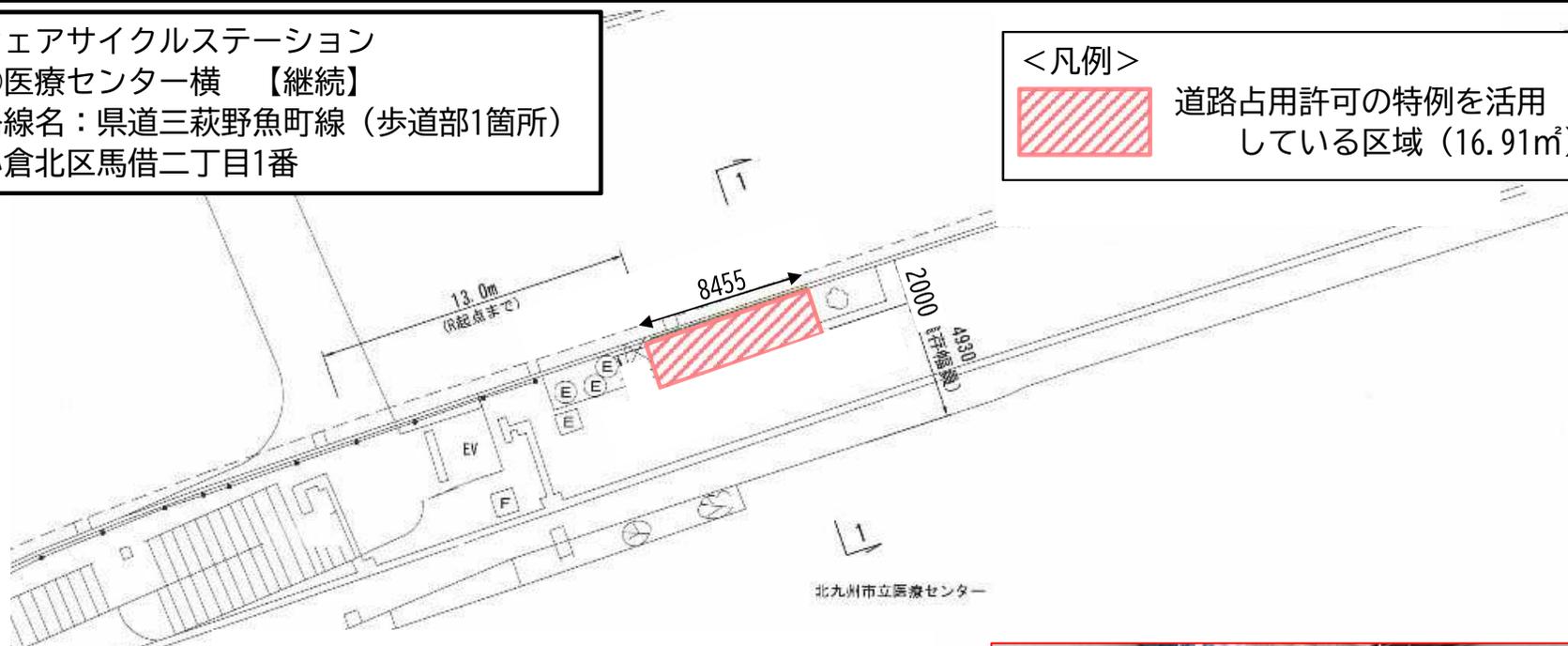
制度別詳細1-2-②(道路占用許可基準の特例): 自転車駐車器具 法第46条第10項  
事業番号1-⑧

制度別詳細【道路占用許可基準の特例: 自転車駐車器具】

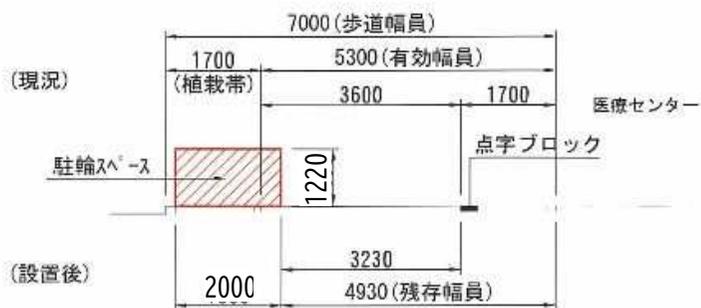
制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

シェアサイクルステーション  
⑧医療センター横 【継続】  
路線名: 県道三萩野魚町線 (歩道部1箇所)  
小倉北区馬借二丁目1番

<凡例>  
 道路占用許可の特例を活用している区域 (16.91㎡)



駐輪ラック部断面図 1-1



制度別詳細1-2-②(道路占用許可基準の特例): 自転車駐車器具 法第46条第10項  
 事業番号1-⑨

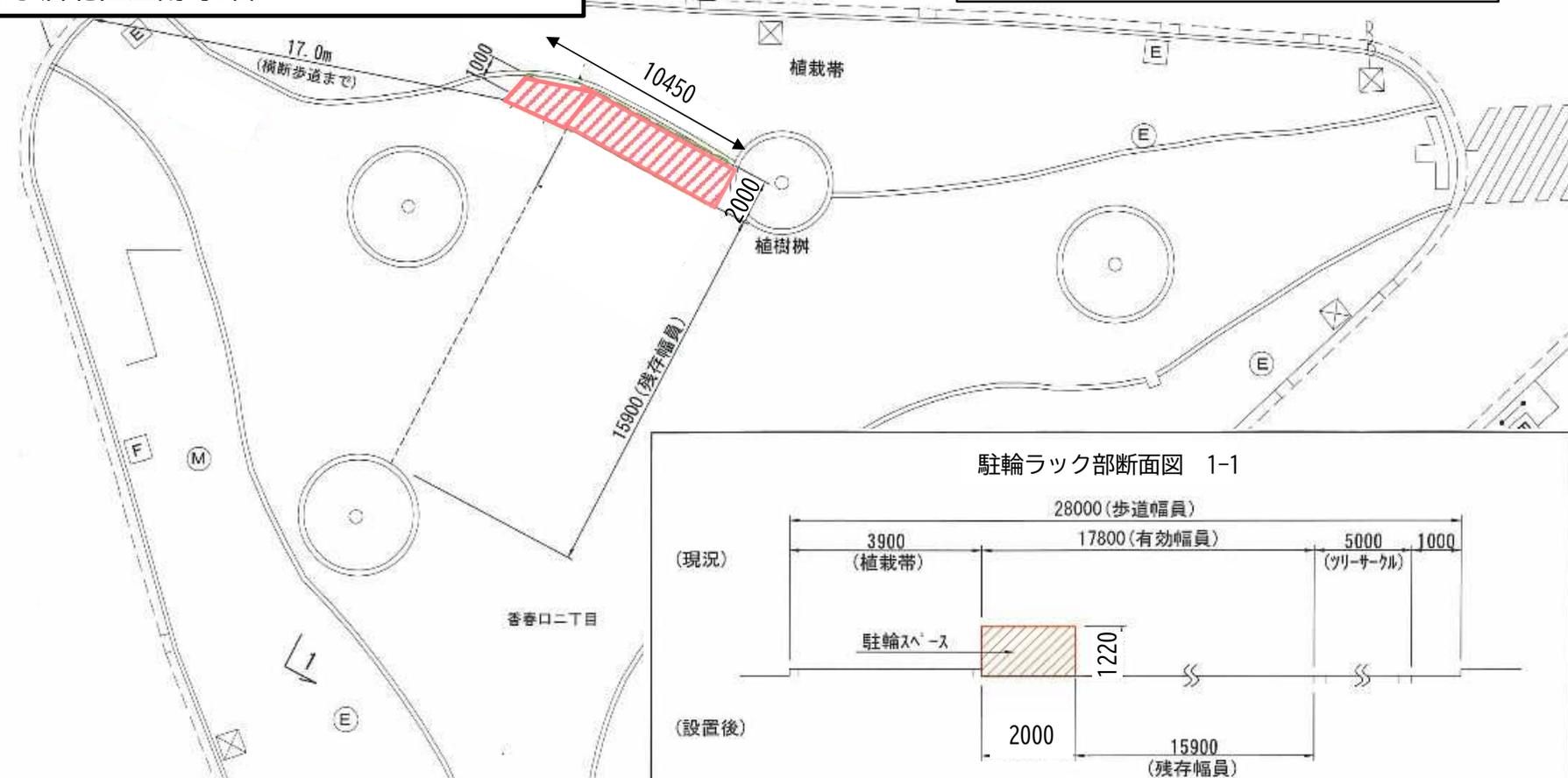
制度別詳細【道路占用許可基準の特例: 自転車駐車器具】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

シェアサイクルステーション  
 ⑨江南町1号線 【継続】  
 路線名: 市道江南町1号線 (歩道部1箇所)  
 小倉北区江南町1番

<凡例>

 道路占用許可の特例を活用している区域 (20.90㎡)



制度別詳細1-2-②(道路占用許可基準の特例): 自転車駐車器具 法第46条第10項  
事業番号1-⑩

制度別詳細【道路占用許可基準の特例: 自転車駐車器具】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

シェアサイクルステーション

⑩三萩野 【継続】

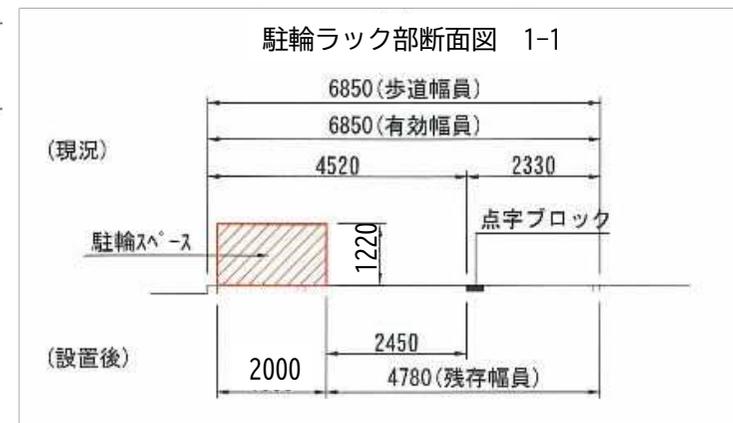
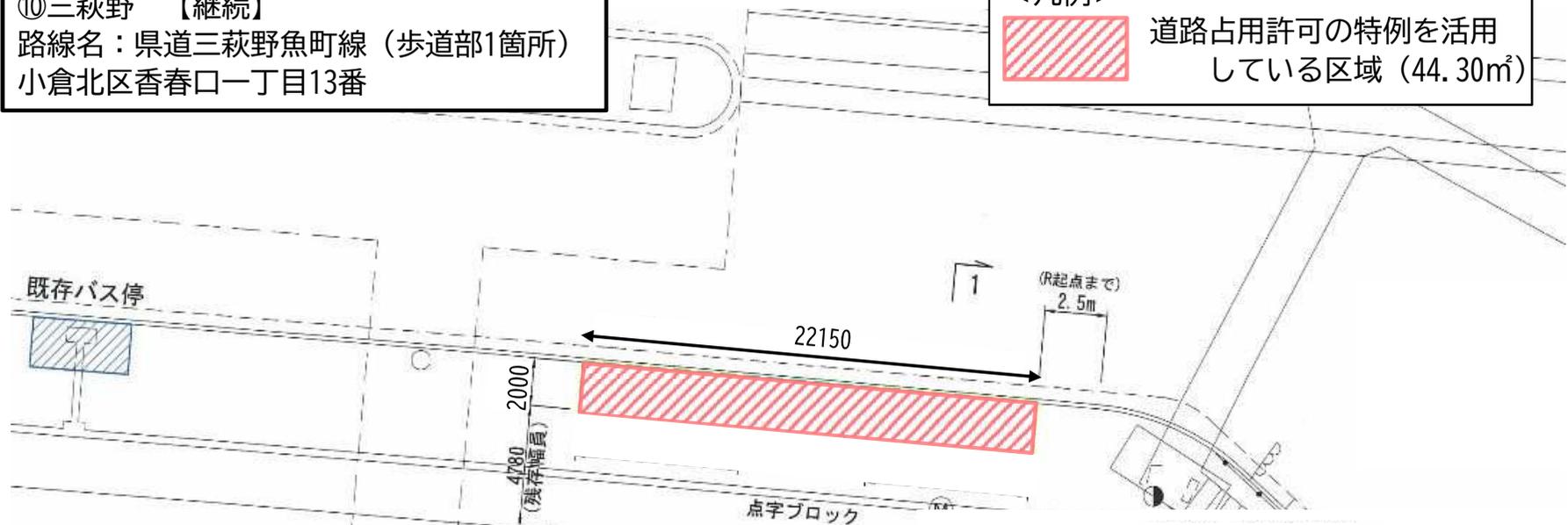
路線名: 県道三萩野魚町線 (歩道部1箇所)

小倉北区香春口一丁目13番

<凡例>



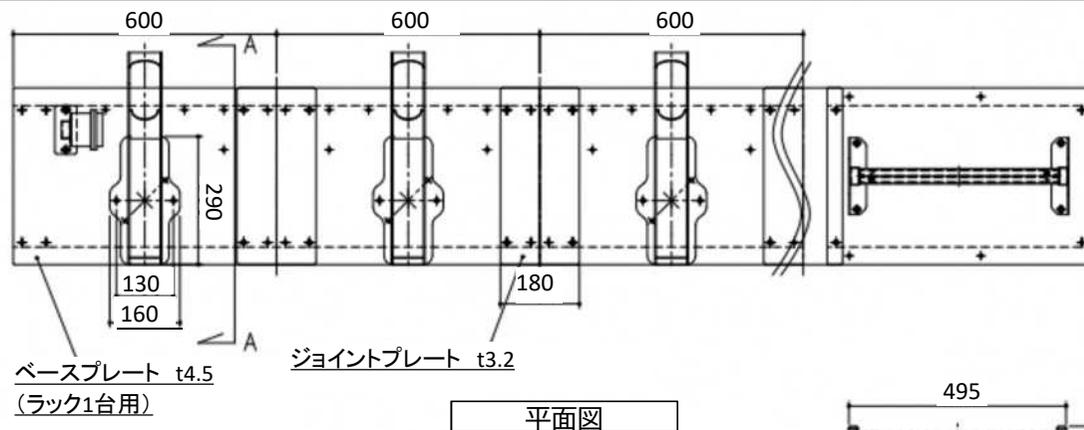
道路占用許可の特例を活用している区域 (44.30㎡)



制度別詳細1-2-②(道路占用許可基準の特例): 自転車駐車器具 法第46条第10項  
 事業番号1-①~⑩

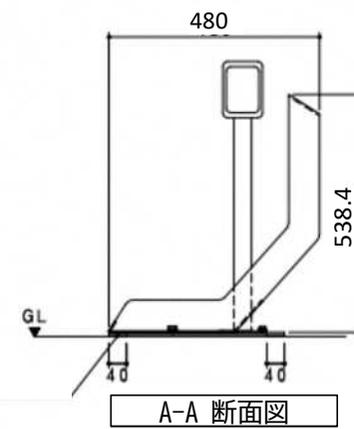
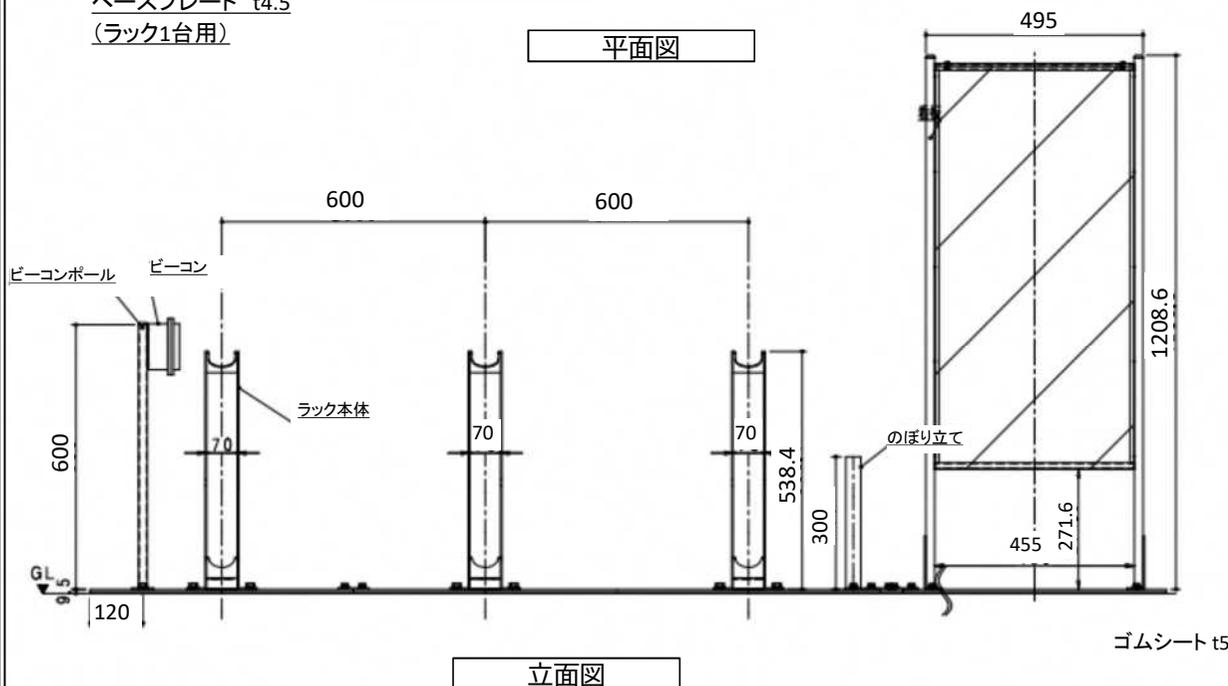
制度別詳細【道路占用許可基準の特例: 自転車駐車器具】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ



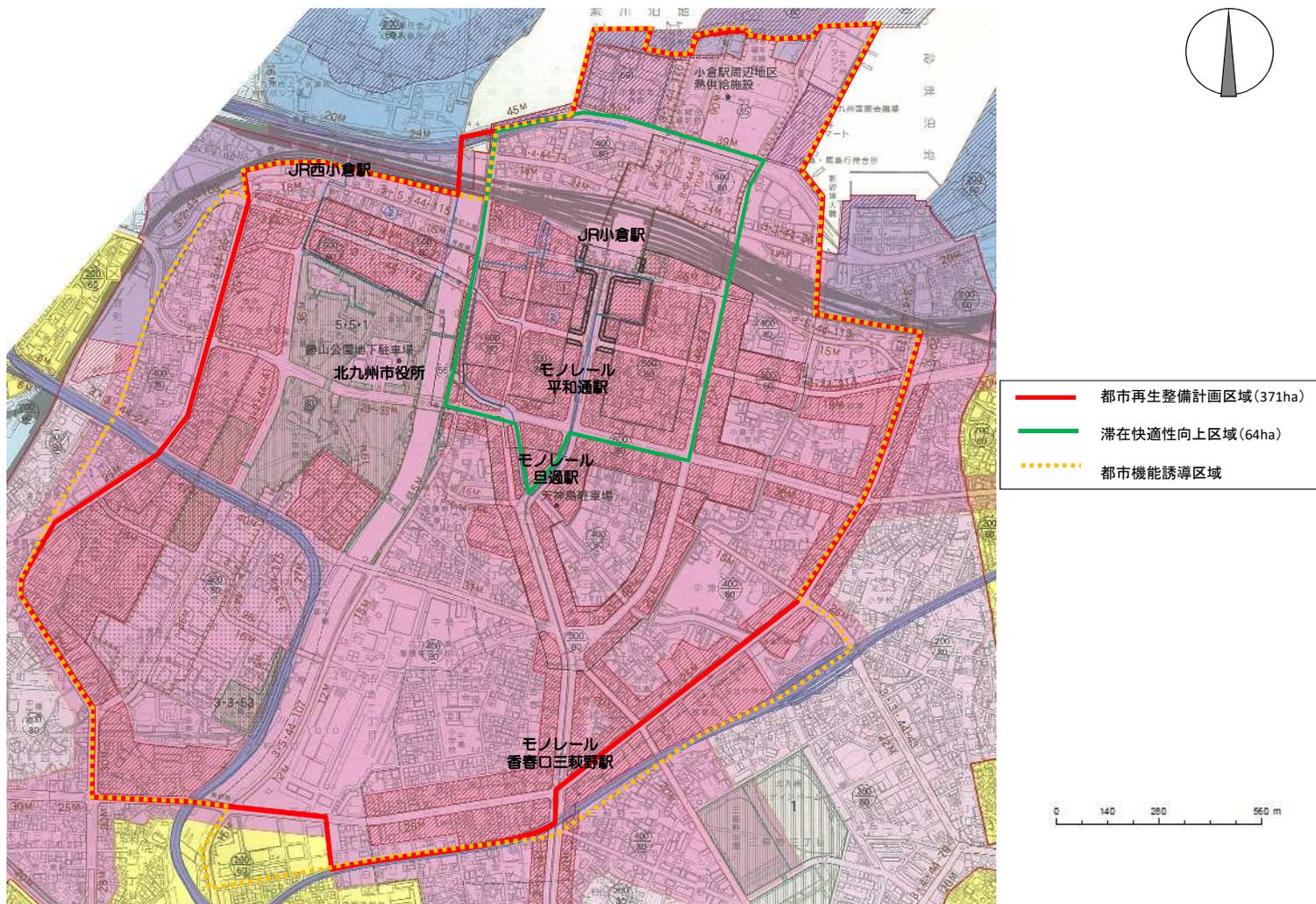
※機器標準図 (各箇所共通)

ベースプレート 14.5 (看板用)



<p>小倉都心地区(福岡県北九州市)</p>	<p>面積 371 ha</p>	<p>区域 浅野1~3丁目、魚町1~4丁目、江南町、大手町、鍛冶町1~2丁目、金田1丁目、香春口1~2丁目、木町1丁目、京町1~4丁目、黄金1丁目、許斐町、米町1丁目、紺屋町、塚町1~2丁目、城内、昭和町、白銀1丁目、砂津1~3丁目、船頭町、船場町、大門1~2丁目、田町、中島1丁目、中津口1~2丁目、長浜町、馬借1~3丁目、原町二丁目、古船場町、室町1~3丁目、吉野町</p>
------------------------	----------------------	---

※ 計画区域が分かるような図面を添付すること。



### 小倉都心地区(福岡県北九州市) 整備方針概要図

目標	北部九州圏の拠点を担うため、高次な都市機能の集積等による質の高い魅力的な拠点の形成と、SDGs未来都市として持続可能な都市の形成	代表的な指標	商店街エリアを中心とした歩行者通行量	人/日	138,800	(R5年度)	→	156,300	(R10年度)
			小倉中心部における観光客数	万人/年	490.4	(R4年度)	→	616.4	(R10年度)
			小倉中心部の人口	人	36,265	(R5年度)	→	37,365	(R10年度)

